

意見書

平成21年7月16日

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 141-0031
住所 とうきょうとしながわくにしごたんだ
東京都品川区西五反田7-13-6
氏名 むせんりかつようそくしんきょうぎかい
ケーブルテレビ無線利活用促進協議会
りじちよう やすだ やすひこ
理事長 安田 靖彦

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に関して、別紙のとおり意見を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」について

項目	意見
<p>1. 電波利用の柔軟化 ② ホワイトスペースの活用</p>	<p>答申(案)には、『いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)を活用するため、関係者による検討の場を立ち上げ、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を行うことが適当である。』と記載されています。</p> <p>電波の有効活用に有意義と考えます。今後の検討や技術基準の策定など推進いただきたいと存じます。</p> <p>特に、小電力の地域限定のワンセグサービス(市町村レベルあるいはそれ以下の小エリアへのサービスを想定)の実現を期待いたします。地域の安心・安全など精密な情報サービスには、自治体やケーブルテレビ局での電波利用が有効と考えています。</p> <p>一方、米国のホワイトスペースでは、放送電波の電界強度を検出して、放送電波がないと判断すると通信に用いる検討がされていますが、電波干渉の問題があり、慎重な検討が必要と考えます。具体的にはこのような利用がパソコンなどの双方向通信に利用されると、家庭や集合住宅の同軸ケーブル配線への漏えいにより、共聴施設やケーブルテレビによる放送再送信や多チャンネルサービスへの干渉を与える可能性があります。そのように、移動体などの双方向通信に用いることには、放送再送信との干渉が懸念されますので、ホワイトスペースの利用においても、送信設備の置局の管理や干渉により既存の視聴世帯に障害が起きた場合の対策(費用の補償等)など、今後の制度整備において考慮されたくお願い致します。</p>

以上